

## 指宿市有料広告等掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、指宿市有料広告等掲載取扱要綱（平成20年指宿市告示第4号）第3条第2項の規定に基づき、市の管理する公共物等（以下「広告媒体」という。）に掲載ができる広告に関する基準に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告等についての一切の責任は、広告主が負うものとする。

### (屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

### (個別の基準)

第4条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を設けることができる。

### (規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載できない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 消費者金融及び高利貸しに該当する事業者
- (3) ギャンブルに該当する事業者（ただし、公営ギャンブルは除く。）
- (4) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (7) 市の指名停止措置を受けている事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められる事業者

### (掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- コ 肖像権、著作権を侵害するおそれのあるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大表現（誇大広告）及び根拠のない誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等
- イ 射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 人材募集広告で、労働基準法関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法及び商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証及び指定しているかのような表現のもの

(4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写等、善良の風俗を害するような表現のもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神及び教育に有害なものの  
(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味なく不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの  
(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれがある広告は掲載しない

- (1) 自動車等運転の誤解を招くおそれがあるもの
  - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
  - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
  - ウ 蛍光塗料、高輝度反射材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
  - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等のストーリー性のあるもの
  - イ 水着姿や裸体姿等を表示し、著しく注意をひくもの
  - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
  - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第9条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体を主管する課等において、別表の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

2 前項の審査において内容の訂正及び削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。この場合においては、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正、削除等に応じなければならない。

#### 附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。